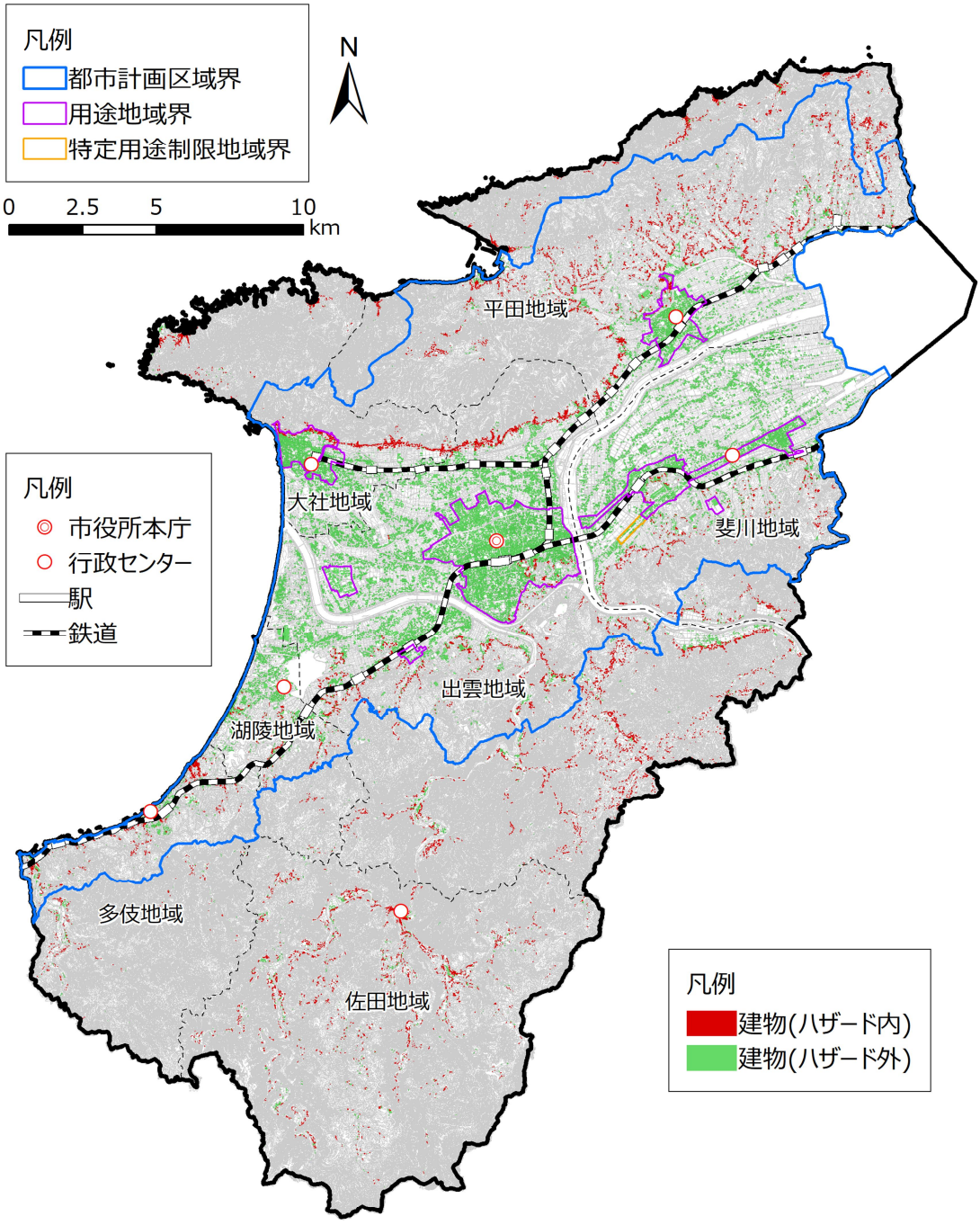
２）土砂災害（特別）警戒区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域×建物

土砂災害警戒区域等に含まれる建物は全ての地域に広く分布しており、出雲、平田、大社、斐川地域では用途地域内にも一部立地しており、特に平田地域及び大社地域の北側に集中して立地しています。

《土砂災害警戒区域等のハザード×建物》

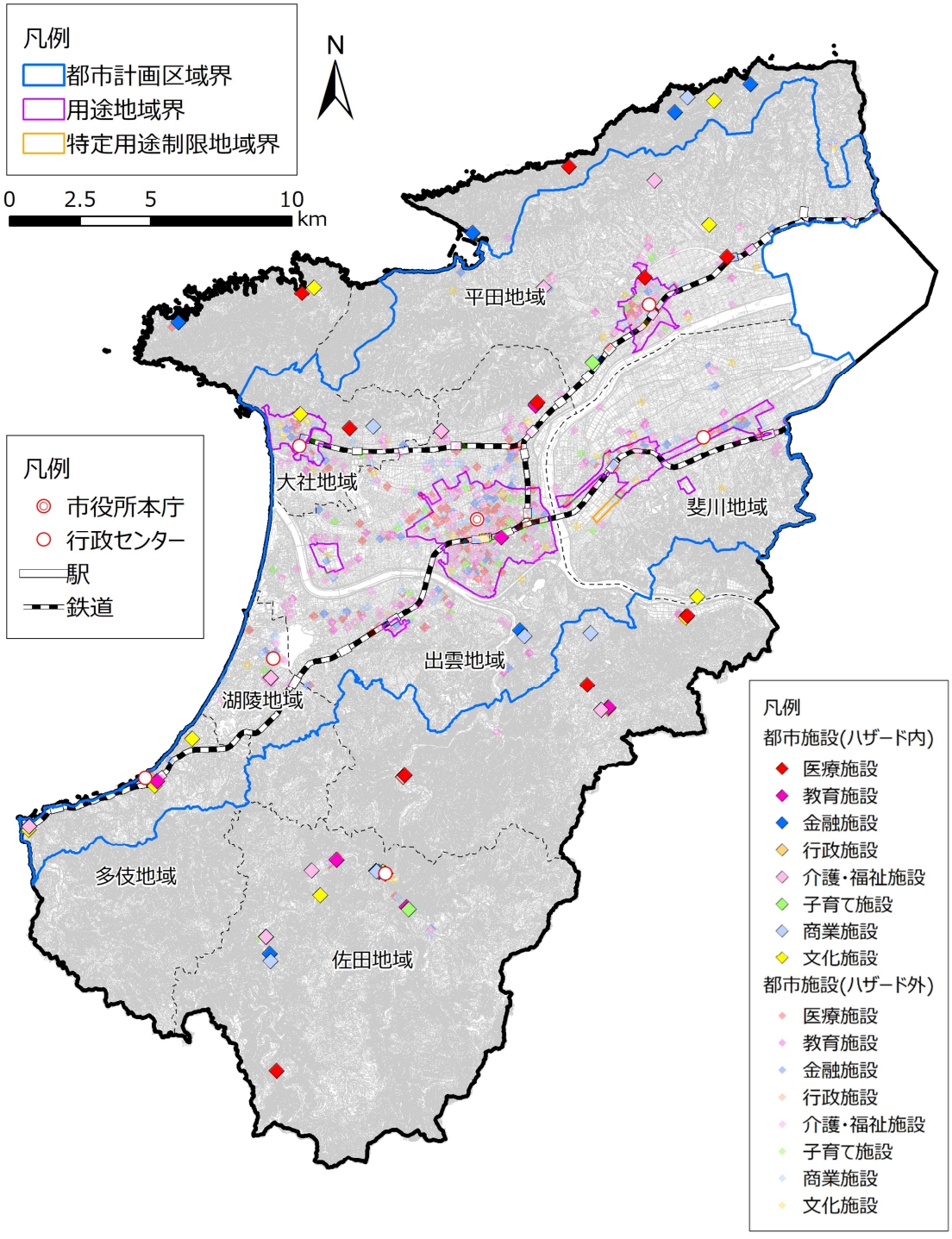


3）土砂災害（特別）警戒区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域×都市機能

土砂災害警戒区域等に含まれる都市機能は全ての地域に存在し、その多くが用途地域外に立地しています。

土砂災害警戒区域等に含まれる都市機能の件数を地域別にみると、出雲地域及び佐田地域が 21 施設と最も多く、以下、平田地域が 12 施設、大社地域及び多伎地域が 6 施設となっています。

《土砂災害警戒区域等のハザード×都市機能》

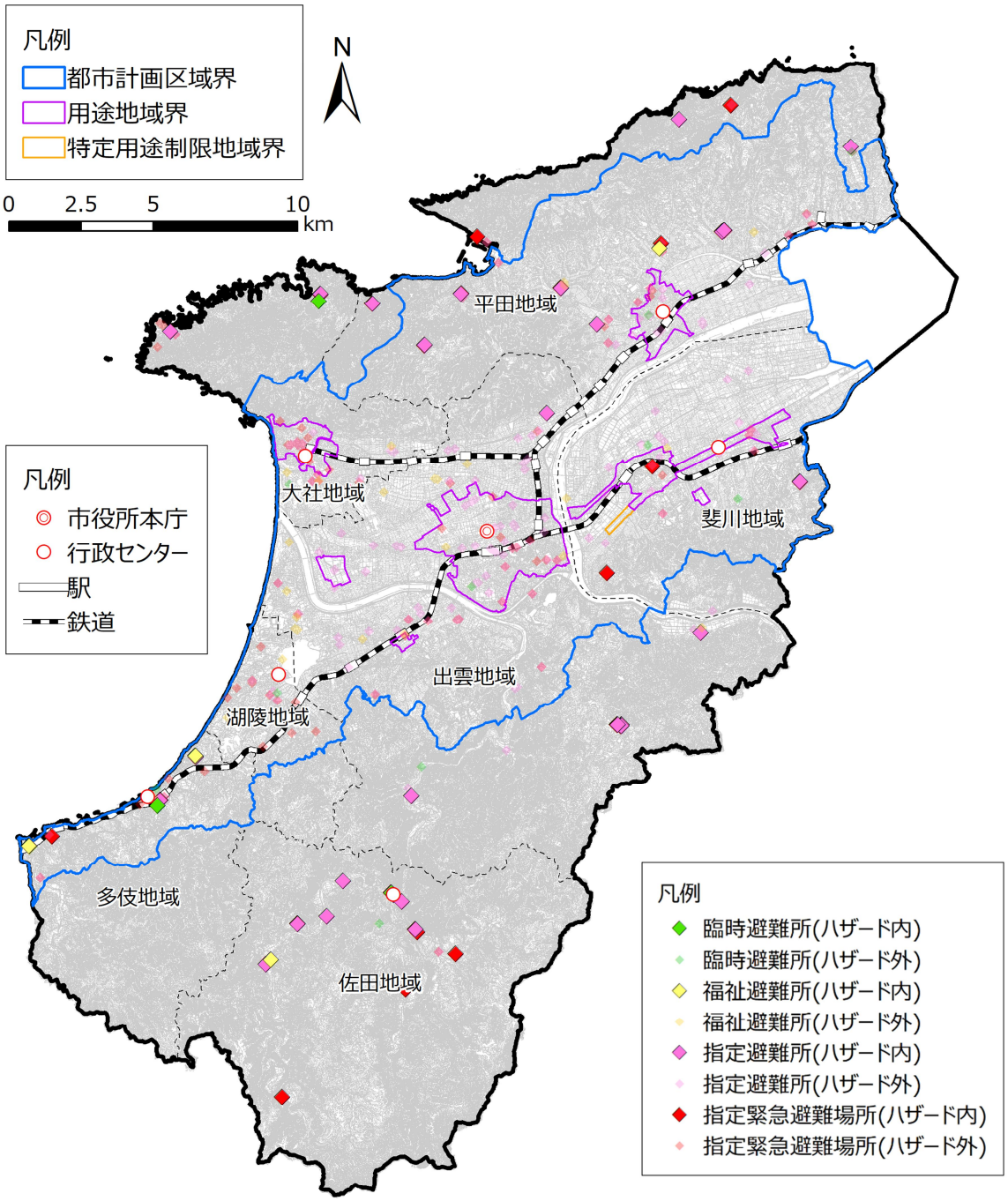


４）土砂災害（特別）警戒区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域×避難場所

湖陵地域を除く全ての地域において、土砂災害警戒区域等に含まれる避難場所が存在しています。

土砂災害警戒区域等に含まれる避難場所の地域別件数をみると、平田地域が 19 施設と最も多く、以下、佐田地域が 16 施設、出雲地域及び多伎地域が 9 施設となっています。

《土砂災害警戒区域等のハザード×避難場所・避難所》

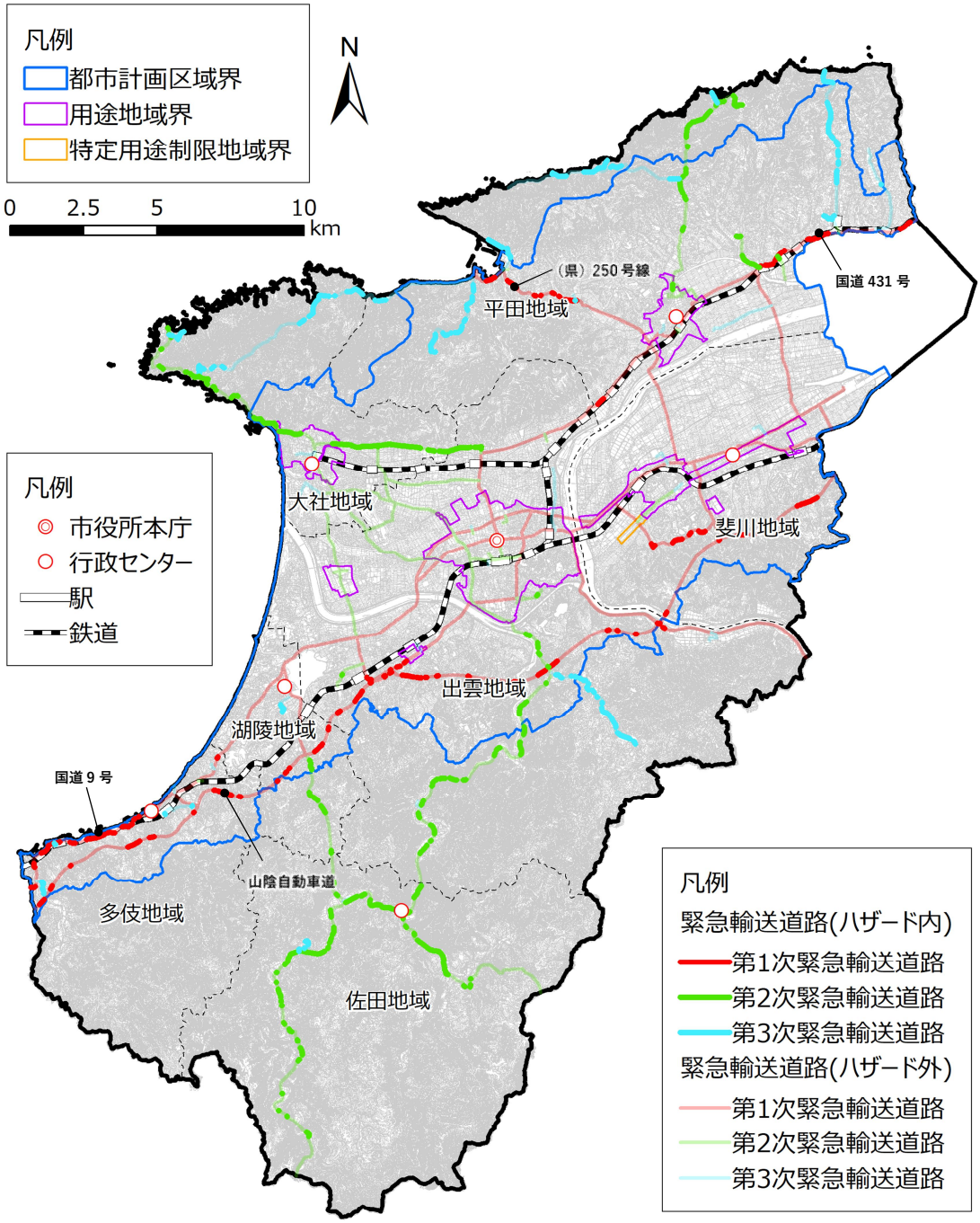


5）土砂災害（特別）警戒区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域×緊急輸送道路

市内に指定されている緊急輸送道路ネットワークのうち、山間部に位置する全ての路線において、土砂災害警戒区域等に含まれる区間が存在しています。

第 1 次緊急輸送道路では、特に山陰道、国道 9 号、431 号、（県）鰐淵寺線等において、土砂災害警戒区域等に含まれる区間が多くなっています。

《土砂災害警戒区域等のハザード×緊急輸送道路



（2）課題の整理

上記に示す災害ハザードと都市情報の重ね合わせ分析結果をもとに、防災まちづくりに関する本市の課題を次のとおり整理しました。

災害の種類	都市情報	重ね合わせ分析結果	用途地域内	用途地域外
河川浸水	人口	浸水深 3m以上の居住エリアが分布	L1:△ L2:▲	L1:△ L2:△
	建物	浸水深 3m以上のエリアに建物が分布	L1:△ L2:▲	L1:△ L2:△
	都市機能	浸水深 3m以上のエリアに介護・福祉施設や医療施設を含む都市機能が立地	L1:▲ L2:▲	L1:— L2:△
	避難場所	浸水深 3m以上のエリアに緊急避難場所、指定避難所が立地	L1:— L2:—	L1:— L2:▲
	緊急輸送道路	浸水深 0.3m 以上浸水する緊急輸送道路	L1:▲ L2:▲	L1:▲ L2:▲
家屋倒壊	建物	家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれる建物が分布	▲	▲
浸水継続時間	緊急輸送道路	長期間浸水する緊急輸送道路	△	▲
土砂災害	人口	土砂災害警戒区域等に含まれる居住エリアが分布	△	▲
	建物	土砂災害警戒区域等に含まれる建物が分布	△	▲
	都市機能	土砂災害警戒区域等に介護・福祉施設や医療施設を含む都市機能が立地	△	▲
	避難場所	土砂災害警戒区域等に緊急避難場所、指定避難所が立地	△	▲
	緊急輸送道路	土砂災害警戒区域等に含まれる緊急輸送道路が分布	—	▲

※「▲」：全ての地域で該当、「△」：一部の地域で該当、「—」：該当なし

【防災まちづくりの課題】

これまでの分析の結果、用途地域内外の災害ハザードエリアに多くの市民が居住し、また多くの都市機能や一部の避難場所等が立地しています。

そこで、各種災害から市民の生命、財産を守り、居住を誘導するために、用途地域内外の災害ハザードエリアを対象に次の取組を推進する必要があります。

- 建物や人的被害を回避するために、災害リスク地域での開発・建築抑制やリスクの低い地域への居住誘導を行う必要があります。
- 災害から住民の命を守るため、避難施設や避難路の充実を図るとともに、適切な情報提供や地域防災力の向上を通じて避難体制の強化を図る必要があります。
- 災害に強いまちづくりを推進するため、洪水、土砂災害、地震等の災害種別に応じた各種防災対策を推進する必要があります。
- 介護・福祉施設等を含む都市機能が被害を受ける可能性があるため、災害時要配慮者等の避難体制の強化を図る必要があります。

7-3 防災まちづくりの取組方針

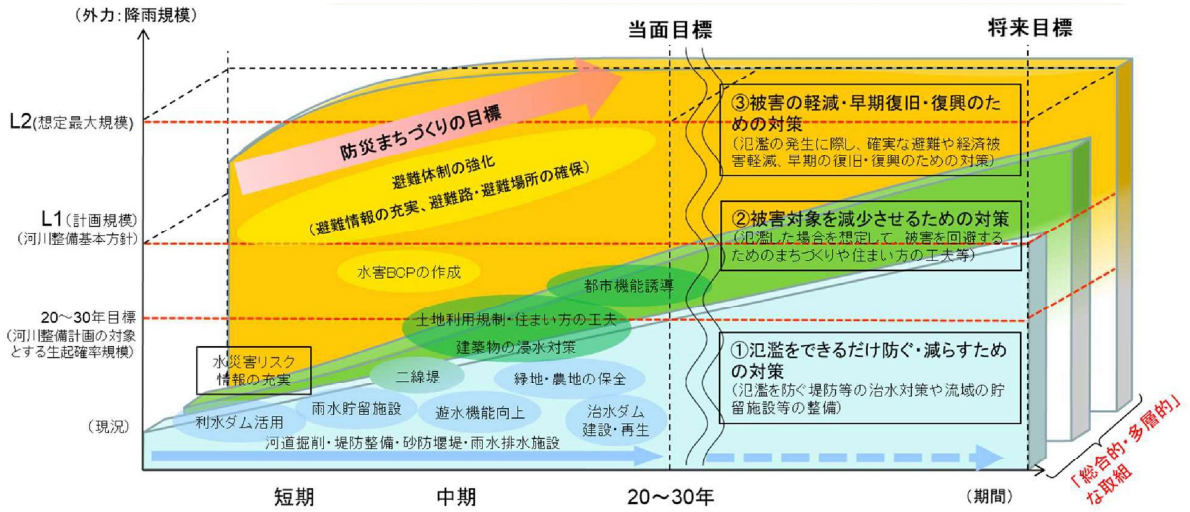
本市の災害リスク地域における防災課題を解決し、災害に強いまちづくりを推進するため、災害種別や災害リスクの内容を踏まえた上で、ハード対策とソフト対策、自助・共助・公助を適切に組み合わせながら、以下に示す①リスク回避、②リスク低減（ハード対策）、③リスク低減（ソフト対策）の３つの視点の下で各種防災対策を推進します。

≪防災対策の視点≫

防災対策の視点	概要
リスク回避 ⇒被害対象を減少させるための取組	災害区域内に立地する住宅の安全な地域への移転等により、災害リスクの低い地域への居住誘導を図る。
リスク低減（ハード対策） ⇒災害による被害をできるだけ防ぐ・減らすとともに、早期復旧・復興を図るための取組	土砂災害や洪水等の災害の危険性が高い地域の安全対策により、被害の防止・低減と早期復旧・復興を図る。
リスク低減（ソフト対策） ⇒避難体制の整備や地域防災力の向上等により、住民の命を守るための取組	災害情報の周知や地域防災力の強化を通じて、自助・共助を中心に、住民の生命・身体を守る。

≪防災まちづくりにおける総合的・多層的な取組のイメージ≫

災害規模	対策の方向性
計画規模(L1)	3m 以上浸水するエリアは居住誘導区域から除くとともにハード・ソフト対策の両面から被害の低減を図る
想定最大規模(L2)	ハード対策では限界があるため、ソフト対策（避難）を中心に人命を守る



出典：「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」（令和３年５月　国土交通省都市局水管理・国土保全局住宅局）

7-4 防災まちづくりの取組内容

ハザードごとの取組方針を踏まえ、災害リスクの回避・低減に向けて次の取組を推進します。土砂災害については居住誘導区域から除いていますが、区域外であれば危険が完全に除かれるわけではないため取組として示しています。

≪取組内容≫

方針	取組	事業内容	対象災害				実施時期		
			洪水	土砂	地震	津波	短期	中期	長期
リスク回避	災害リスクの低い地域への居住誘導	本計画の策定を通じて、災害リスクの低い居住誘導区域等への居住誘導を促進する。	●	●					
	土砂災害リスクが高い区域からの移転促進	がけ地崩壊等により生命に危険を及ぼす区域にある住宅の移転等を促進する。	●	●					
リスク低減（ハード）	河川等の氾濫の防止対策	流域治水プロジェクトを中心に堤防整備・強化や河道拡幅、内水排除の対策工事を含めた河川改修等、治水対策を促進する。	●						
	浸水対策	県管理河川の改修の進捗により、公共下水道事業による雨水路の整備を検討する。 内水氾濫を軽減するための市河川・水路等の整備や適切な維持管理を実施する。	●						
	土砂災害の防止	砂防・治山事業の推進、土石流、地すべり及びがけ崩れ等の土砂災害防止施設等の整備を促進する。		●					
	建築物の災害予防	地震による建築物の被害及び火災の延焼による被害を最小限に抑えるため、建築物及び工作物の耐震化や建築物の不燃化、老朽危険建築物等の除却を促進する。			●				
	社会福祉施設の安全性向上	災害時に自ら避難することが困難な人が多く利用する社会福祉施設の耐震化やスプリンクラー設置等の安全対策を推進する。			●				
	上下水道施設の安全対策	上下水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、耐震化や老朽化対策を計画的に実施、適切な維持・改修を推進する。			●				
	災害に強い市街地の形成	道路、公園、広場等の都市基盤施設の整備や計画的な維持管理を進める。	●	●	●				
	安全性の高い道路網の整備	緊急輸送道路の整備の促進、耐震化、無電柱化、法面等の危険箇所対策、道路構造物の老朽	●	●	●				

		化対策等を実施する。							

※短期：5 年程度、中期：10 年程度、長期：20 年程度

方針	取組	事業内容	対象災害				実施時期		
			洪水	土砂	地震	津波	短期	中期	長期
リスク低減（ソフト）	防災訓練・避難訓練の実施	国、県、民間企業、各種団体等の多様な主体と連携し、各種防災訓練・避難訓練を継続的に実施する。	●	●	●	●			→
	地域防災力の強化	地域の防災力を強化するためにハザードマップの作成・配布、分散備蓄の強化、防災士の育成、防災教育等を実施する。	●	●	●	●			→
	情報基盤の強化・情報伝達体制の整備	災害関連情報の一元的な集約、多様な情報伝達手段による情報発信等、情報伝達体制の強化を図る。	●	●	●	●			→
	自主防災組織等の育成	災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成し、各種取組について支援する。	●	●	●	●			→
	地域コミュニティの維持	自治協会等が行う自治会加入を促進する取組を支援するとともに、災害発生時における、地域住民や地域コミュニティの対応能力向上の取組を推進する。	●	●	●	●			→
	避難行動要支援者等支援体制の構築	災害時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難プラン（個別避難計画）の策定を推進する。	●	●	●	●			→
	食料等の備蓄・調達体制の整備	災害時に必要となる物資等について、備蓄を推進するとともに、防災備蓄倉庫の整備の検討や民間事業者からの物資の調達・輸送体制の強化を図る。	●	●	●	●			→
	災害時応援協定の締結	迅速・的確な災害対応に向けて、他自治体や民間企業との災害協定を締結している関係団体と連携を強化する。	●	●	●	●	→	→	

※短期：5 年程度、中期：10 年程度、長期：20 年程度